

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成15年6月5日

東京学芸大学長
岡 本 靖 正

平成15年規程第11号

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程（昭和63年規程第3号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「前条」を「第15条」に改め、同条を第17条とする。

第15条の次に次の1条を加える。

（徴収猶予の許可の取消し）

第16条 徴収猶予を許可された者が、前条第2項に規定する期間内に入学料を納付しない場合は、徴収猶予の許可を取消し、不許可として扱うものとする。

附 則

この規程は、平成15年6月5日から施行する。

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
<p>〔省略〕 （納付期限） 第15条 免除を不許可とされた者、半額免除を許可された者及び徴収猶予を不許可とされた者については、免除の不許可、半額免除の許可又は徴収猶予の不許可を告知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。</p> <p>2 徴収猶予を許可された者は、当該入学に係る年度を超えない範囲であらかじめ指定された期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。</p> <p>（死亡等による免除） <u>第16条</u> 免除又は徴収猶予を申請した者が、第14条の規定により徴収を猶予されている期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。</p> <p>2 免除を不許可とされた者、半額免除を許可された者又は徴収猶予を不許可とされた者が、<u>前条</u>に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。</p> <p>3 免除を不許可とされた者、半額免除を許可された者又は徴収猶予を不許可とされた者が、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る入学料の全額を免除する。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕 （納付期限） 第15条 免除を不許可とされた者、半額免除を許可された者及び徴収猶予を不許可とされた者については、免除の不許可、半額免除の許可又は徴収猶予の不許可を告知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。</p> <p>2 徴収猶予を許可された者は、当該入学に係る年度を超えない範囲であらかじめ指定された期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。</p> <p>（徴収猶予の許可の取消し） <u>第16条</u> 徴収猶予を許可された者が、前条第2項に規定する期間内に入学料を納付しない場合は、徴収猶予の許可を取消し、不許可として扱うものとする。</p> <p>（死亡等による免除） <u>第17条</u> 免除又は徴収猶予を申請した者が、第14条の規定により徴収を猶予されている期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。</p> <p>2 免除を不許可とされた者、半額免除を許可された者又は徴収猶予を不許可とされた者が、<u>第15条</u>に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。</p> <p>3 免除を不許可とされた者、半額免除を許可された者又は徴収猶予を不許可とされた者が、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る入学料の全額を免除する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成15年6月5日から施行する。</u></p>